

議案第92号

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成28年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法<b>第28条の5第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法<b>第22条の4第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	

阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案についての概要

**第 1 改正の理由**

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

**第 2 改正の主な内容**

地方公務員法等の一部改正に伴い、引用する規定の条項番号を改める。

**第 3 施行期日**

令和 5 年 4 月 1 日